

運転と車両の安全

Requirement Specification



エグゼクティブサマリー

本基準は、運転および車両安全に関する健康・安全・ウェルビーイング（HSW）の最低限のグローバル要件を定めるものです。

適用範囲

本基準は、会社業務で使用する会社所有、レンタルまたは個人所有のすべての車両の運行に従事する、エリクソンのサプライヤー、サプライヤーの従業員およびサプライヤーが雇用するその他の要員に適用されます（通勤・帰宅時の移動を除く）。

- 本基準は、業務目的で事業所との間を移動する際の車両使用に適用されます。ただし、自宅と従業員の通常の勤務地との間の通勤には適用されません。
-

エリクソンの現地組織、顧客または現地の法令により、より厳格または制限的な要件が定められている場合は、それらの要件が本基準の対応する規定に常に優先します。



内容

1	標準	3
1.1	一般要件	3
1.2	運転前の要件	4
1.2.1	リスク評価	4
1.2.2	運行前点検－プロジェクト車両のみ[1]	4
1.2.3	旅程管理計画－プロジェクト車両のみ	5
1.3	運転制限	5
1.4	運転適性	5
1.5	運転者向けオリエンテーション／研修	6
1.6	運転状況の監視	6
1.6.1	現場サービス	6
1.7	車両要件	6
1.7.1	車両安全装備	6
1.7.2	けん引、トレーラーおよび規格外貨物	7
1.8	その他の車両種別および業務用途	7
1.8.1	オートバイ(二輪車)	7
1.8.2	配車サービスおよびタクシーサービス	7
1.8.3	レンタカー	7
1.8.4	私有車両	8
2	責任事項	8
2.1	運転者	8
2.2	作業責任者(PICW)、チームリーダーまたは同等の役割	8
2.3	マネージャー/プロジェクトマネージャー	9
3	変更履歴	9

1 標準

1.1 一般要件

会社業務における運転は、必要な場合に限り行います。リモートコラボレーションおよび遠隔確認ツール（例：オンライン会議、ライブ動画配信、ドローン、カメラ）、または利用可能なその他の安全な移動手段を検討します。

運転者は、以下を遵守しなければなりません。:

- 速度制限を遵守しなければなりません。
- 運転中は、携帯電話その他の携帯端末を手に持って使用してはなりません。
Bluetoothなどの接続を利用して、スピーカーで音声通話を行うことはできます。
運転中のヘッドホンまたはイヤホンの使用は禁止されています。



- 飲酒運転をしてはならず、運転能力を損なう可能性のある違法薬物、処方薬、市販薬などの影響下で運転してはなりません。
- 有効な運転免許証を携帯し、指定された種類または区分の車両を運転するために必要な現地の法的要件を満たさなければなりません。

運転者および乗客は、以下を遵守しなければなりません。

- 車両走行中は、常にシートベルトを着用すること。
- 車内または荷台で運搬するすべての機器および資材を、移動しないよう確実に固定すること。

乗客は、以下を遵守しなければなりません。

- 貨物室または車両の荷台に乗車してはなりません。

車両は、以下の要件を満たさなければなりません。

- 登録、保険、走行可能な状態、検査およびメーカーが定める整備計画に関する、適用される現地の法的要件を遵守すること。
- メーカーが指定する積載制限を超えないこと。

1.2 運転前の要件

1.2.1 リスク評価

プロジェクト、国、地域または組織単位の各レベルで実施するリスク評価には、会社業務における運転および車両の使用に伴うすべてのリスクを含めなければなりません。特定されたすべての管理策が講じられるまで、運転を開始してはなりません。

1.2.2 運行前点検 – プロジェクト車両のみ[1]

運転者は、毎日の最初の運行前に点検を行わなければなりません。運転者は、発見した不具合の修正を手配しなければなりません。



1.2.3 旅程管理計画－プロジェクト車両のみ

一般的なリスク評価で対応されていない運転上のリスクがある場合、または移動に以下のような通常とは異なる状況が伴う場合は、移動前に旅程管理計画（JMP）を作成しなければなりません。

- 緊急・医療支援が60分以内に現場へ到着できない場合
- 第1.3項の運転制限を超える可能性がある場合
- 400キロメートル（250マイル）を超える運転がある場合
- 未舗装路、山岳地帯またはオフロード地形を走行する場合
- けん引または規格外貨物の輸送がある場合

JMPには、運転者、車両、走行経路、道路・気象条件、所要時間および緊急時の備えに関する具体的なリスクを盛り込まなければなりません。

1.3 運転制限

専任運転者（担当業務が運転に限られ、その他の業務を含まない作業員）の総運転時間は、1勤務シフト当たり累計10時間を超えてはなりません。

運転者が高リスク活動も行う作業現場へ向かう場合、往復の累計運転時間は4時間を超えてはなりません。

運転者は、運転を伴う勤務シフトの終了から、次に運転を伴う勤務シフトが開始するまでの間に、少なくとも8時間の連続した休息を取らなければなりません。

上記の運転時間制限を超えることが見込まれる場合、マネージャー／プロジェクトマネージャーは、移動を複数日に分けることを承認しなければなりません。

1.4 運転適性

運転者は、身体的および精神的に運転に適した状態でなければならず、運転業務中は常に十分な休息を取り、注意力を維持しなければなりません。

運転能力に影響を及ぼす可能性のある状態にある場合、運転者は直属の上司または監督者に報告しなければなりません。



1.5 運転者向けオリエンテーション／研修

会社業務で運転するすべてのサプライヤー要員は、以下のオリエンテーションおよび研修を修了しなければなりません。

- 会社業務で初めて運転する前に、運転者向けオリエンテーションを受けること。運転者向けオリエンテーションには、会社の運転および車両に関する方針・ガイドラインならびに車両固有の情報が含まれます。
- 現行のエリクソン運転安全オンラインモジュールを修了すること。
- 防衛運転および安全運転の研修を受けること。

1.6 運転状況の監視

1.6.1 現場サービス

現地の規制で認められている場合、サプライヤーのマネージャー／プロジェクトマネージャーは、運転者の運転状況を定期的に監視・分析し、良好な運転を評価するとともに、改善すべき点に対応しなければなりません。

1.7 車両要件

1.7.1 車両安全装備

車両には、少なくとも以下を備えなければなりません。

- 灯火類、方向指示器、ワイパーおよびミラーが正常に機能すること。
- 全座席のシートベルト。
- 警音器が正常に作動すること。
- 運転席および助手席の前面エアバッグ。
- 予備タイヤおよび必要な装備（サービス契約の対象外の場合）。

無線カバレッジ調査で表示画面を使用する場合は、車両前方に取り付け、運転者の注意をそらさない位置に配置しなければなりません。

オフロード車両には、上記のすべての要件に加えて、オフロード走行用の保護装備（例：側面衝突に対する保護、ロールバー、オフロードタイヤ）を備えなければなりません。



1.7.2 けん引、トレーラーおよび規格外貨物

故障、運行不能その他の理由で走行できない車両のけん引は、専門のけん引サービスのみのみが行うものとします。

トレーラーをけん引する場合、けん引車およびトレーラーは、以下を含む法令およびメーカーのすべての要件を満たさなければなりません。

- トレーラーの重量が許容範囲内であること。
- けん引装置が適切に取り付けられていること。
- ブレーキおよび灯火類が正常に作動すること。
- 年次整備点検を受けていること。

規格外貨物は、現地の法的要件に従わなければなりません。

1.8 その他の車両種別および業務用途

1.8.1 オートバイ(二輪車)

オートバイは、人員または機材の輸送を目的とする会社業務に使用してはなりません。

人員を現場へ輸送する手段は、四輪車に限ります。

機材を安全に現場へ輸送・搬入するための適切な装備を備えている場合、その手段は、四輪車またはそれ以上の車輪を備えた車両に限ります。

1.8.2 配車サービスおよびタクシーサービス

管理者は、プロジェクトのリスク評価を通じて、拠点間の人員輸送以外の業務活動（例：走行試験）を行うための配車サービスおよびタクシーサービスの利用を評価しなければなりません。

1.8.3 レンタカー

レンタカーを使用する運転者は、本基準のすべての要件および適用される法的要件を遵守しなければなりません。



道路の通行側が異なる国へ移動する場合（例：米国から英国、またはその逆）、運転者はレンタカーを利用せず、他の交通手段を利用しなければなりません。

1.8.4 私有車両

私有車両は、通常の会社業務に使用してはなりません。

私有車両を臨時に使用する場合は、適用されるリスク評価を通じて評価し、必要に応じて旅程管理計画（JMP）を作成しなければなりません。

2 責任事項

2.1 運転者

すべての運転者は、以下の責任を理解し、果たさなければなりません。

- 本基準のすべての要件（運転制限、運転適性およびリスク管理措置を含む）を遵守すること。
- 運転能力を損なう可能性のあるアルコールまたは薬物（処方薬および市販薬を含む）の影響下で、決して運転しないこと。
- 有効な運転免許証を携帯し、指定された種類または区分の車両を運転するために必要な現地の法的要件を満たすこと。
- 運転安全に関して必要なすべてのオリエンテーションおよび研修を修了すること。
- 疲労、心身の機能低下、または安全な運転に影響を及ぼす状態にある場合、運転を中止すること。
- 適用される旅程管理計画（JMP）およびリスク評価の要件に従うこと。
- 運転に専念し、あらゆる注意散漫を避けること。
- エリクソンの要件に従い、車両の不具合、故障および運転関連の事象を報告すること。

2.2 作業責任者(PICW)、チームリーダーまたは同等の役割

PICWは、担当範囲内のすべての運転活動が本基準の要件に適合することを確保しなければなりません。PICWは、以下を実施しなければなりません。

- 勤務開始時に、運転者が勤務に適した状態であることを確認し、運転に適さない運転者を運転任務から外すこと。
- 車両が用途に適し、走行可能な状態で、必要な安全装備をすべて備えていることを確認すること。



- 運用開始前に、リスク評価および旅程管理計画（JMP）が完了し、運転者に伝達されていることを確認すること。
- 担当範囲内の運転行動を監視し、安全でない運転状況をライン管理者に報告すること。
- 車両に関するすべての事象が、エリクソンの要件に従って報告されるようにすること。

2.3 マネージャー/プロジェクトマネージャー

ラインマネージャーは、担当する組織内で、本基準のすべての要件が理解され、遵守されるようにしなければなりません。マネージャーは、以下を実施しなければなりません。

- 本基準の適用される要件を、対象となる要員に伝達すること。
- 管理下にあるすべての運転者が必要な研修を修了し、運転に適した状態であることを確認すること。
- 担当範囲内の運転行動を監視し、適切な予防措置および是正措置を講じること。
- 運転制限、疲労リスクおよびリスク管理策が効果的に組み込まれるよう、業務を計画すること。
- 必要に応じて、運転者がリスク評価および旅程管理計画（JMP）に参加することを確保すること。
- すべての運転関連事象が報告・調査され、再発防止措置が講じられることを確保すること。
- 本基準の遵守状況を監視し、必要に応じて改善措置を実施すること。

3 変更履歴

改訂F：必須要件に重点を置き、全セクションを改訂